

議案第94号

松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年松阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月18日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年松阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、当該職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第5条中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 任命権者は、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。
- (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき
- (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき
- (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき

第8条の3第1項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第10条中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（松阪市職員の給与に関する条例の一部改正）

- 2 松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。